

白山市議会議員定数条例

平成24年3月23日

条例第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、白山市議会の議員の定数は、21人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。